

議第96号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国及び広島県に準じ、高病原性鳥インフルエンザ等発生時における防疫等作業及び令和6年能登半島地震に係る災害応急作業等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫等作業手当（第6条関係）

防疫等作業手当の支給対象作業に、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫作業を次のとおり追加します。

ア 対象作業

家畜伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫作業

イ 支給額

日額380円（著しく危険であると市長が認める防疫作業に従事した場合は、760円）

※ 国及び広島県と同額

(2) 災害応急作業等派遣手当（第20条関係）

対象となる災害の発生により本市以外の地方公共団体の区域に派遣され、対象となる作業又は業務に従事した職員に対して、次のとおり災害応急作業等派遣手当を支給します。

ア 対象となる災害

次に掲げる災害を規則で定める予定としています。

(7) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された災害のうち、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害

(4) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害

(ウ) その他市長が定める災害

イ 対象となる作業又は業務

対象となる災害が発生した本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務

ウ 支給額

日額1,080円（日没時から日の出時までの間に従事した場合は、1,620円）

※ 令和6年能登半島地震に係る職員派遣において、国及び広島県と同額

【令和6年能登半島地震に係る職員派遣】

住家被害認定調査，避難所運營業務，保健師による支援等が災害応急作業等に該当します。支給は令和6年1月に遡って行います。

3 施行期日等

公布の日（災害応急作業等派遣手当関係については，令和6年1月1日から適用）